

ゴールデンウィーク期間中はご自宅で

～県民の皆様へのお願い～

1 外出自粛の徹底

生活維持に必要な場合を除き、**外出を控え、自宅で過ごしてください**

2 「ひょうご五国」間やこれを越えた移動の自粛

特に帰省や観光、海、山等のレジャーなど、**「ひょうご五国」間やこれを越えた移動は控えてください**

3 公園等での「密」の回避

健康維持などのため公園等に行く際は、混雑時の利用を避け、**人と人の距離をとってください**

4 スーパー、商店街等でも「密」の回避

スーパー、商店街等へは、**混雑時の利用や家族連れなど多数での来店を避けてください**



兵庫県

Hyogo Prefecture



県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況（令和2年4月30日 24時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）					
	入院（宿泊療養を含む）			死亡	退院	
	中等症以下	重症				
7,621	646	298	277	21	27	321
+140	+3	△ 14	△ 8	△ 6	0	+17

※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	備考
入院等	509	220	289	
宿泊	578	78	500	
合計	1,087	298	789	

2 患者クラスター（集団）別等の患者数（431人）

（単位：人）

区分	延べ患者数
神戸市中央市民病院（神戸市）	34
神戸赤十字病院（神戸市）	26
神戸西警察署（神戸市）	12
神戸市環境局（神戸市）	16
健康観察等が終了したもの（認定こども園、宝塚第一病院、グリーンアルス伊丹、仁恵病院、ライブ関係 等）※重複4人	109
海外渡航関係	25
その他（県外陽性者の濃厚接触者 等）	213
人員	431

3 調査中（陽性確認から約2週間）（120人）

区分	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	計
推定感染源を確認中	8	55	1	2	9	14	89
他府県等へ調査依頼中	4	3	0	1	1	0	9
調査困難・非協力	0	1	0	0	0	0	1
調査中	6	7	0	0	2	6	21
合計	18	66	1	3	12	20	120

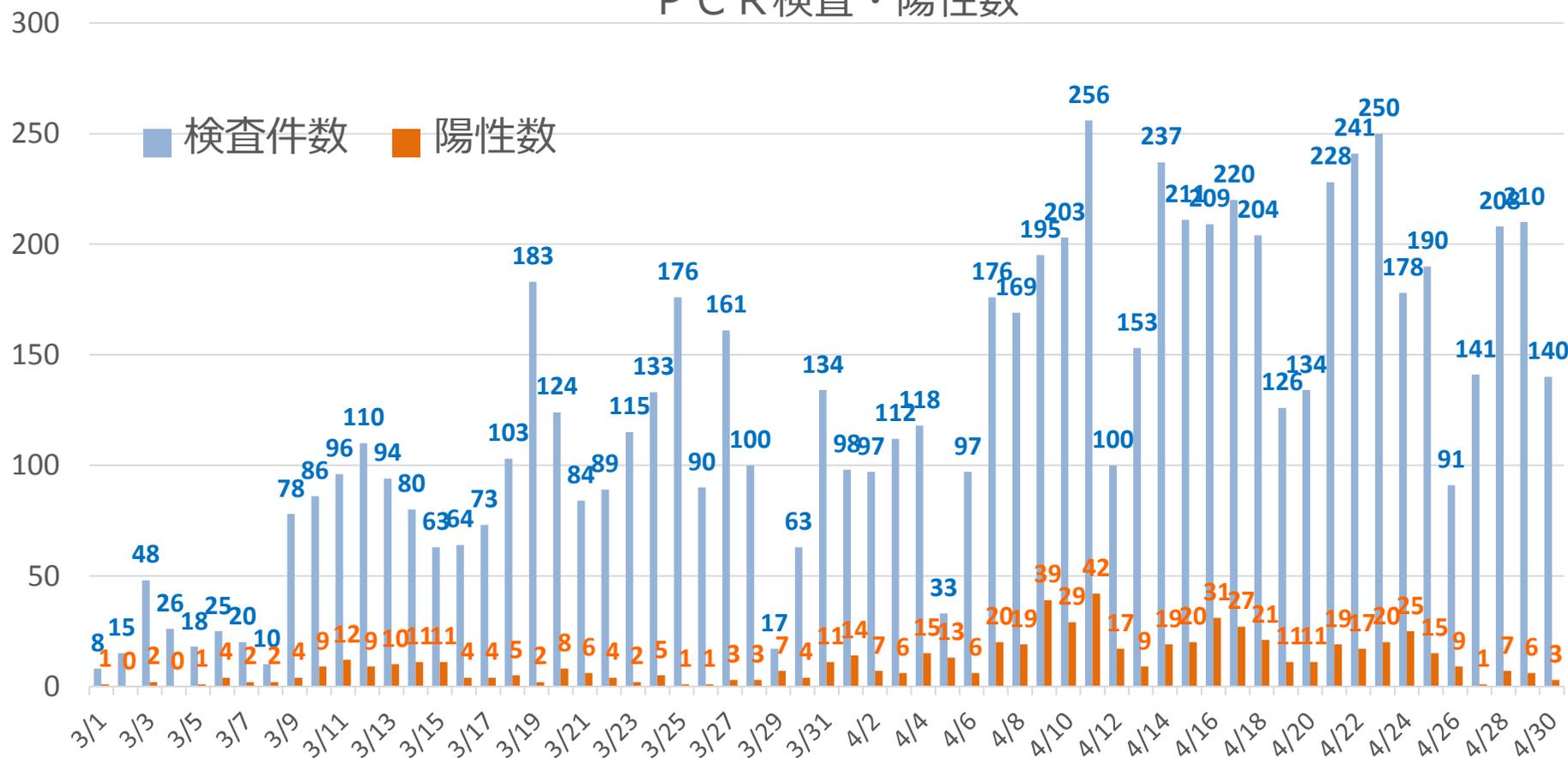
4 感染源不明（95人）

区分	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	計
合計	16	49	1	9	1	19	95

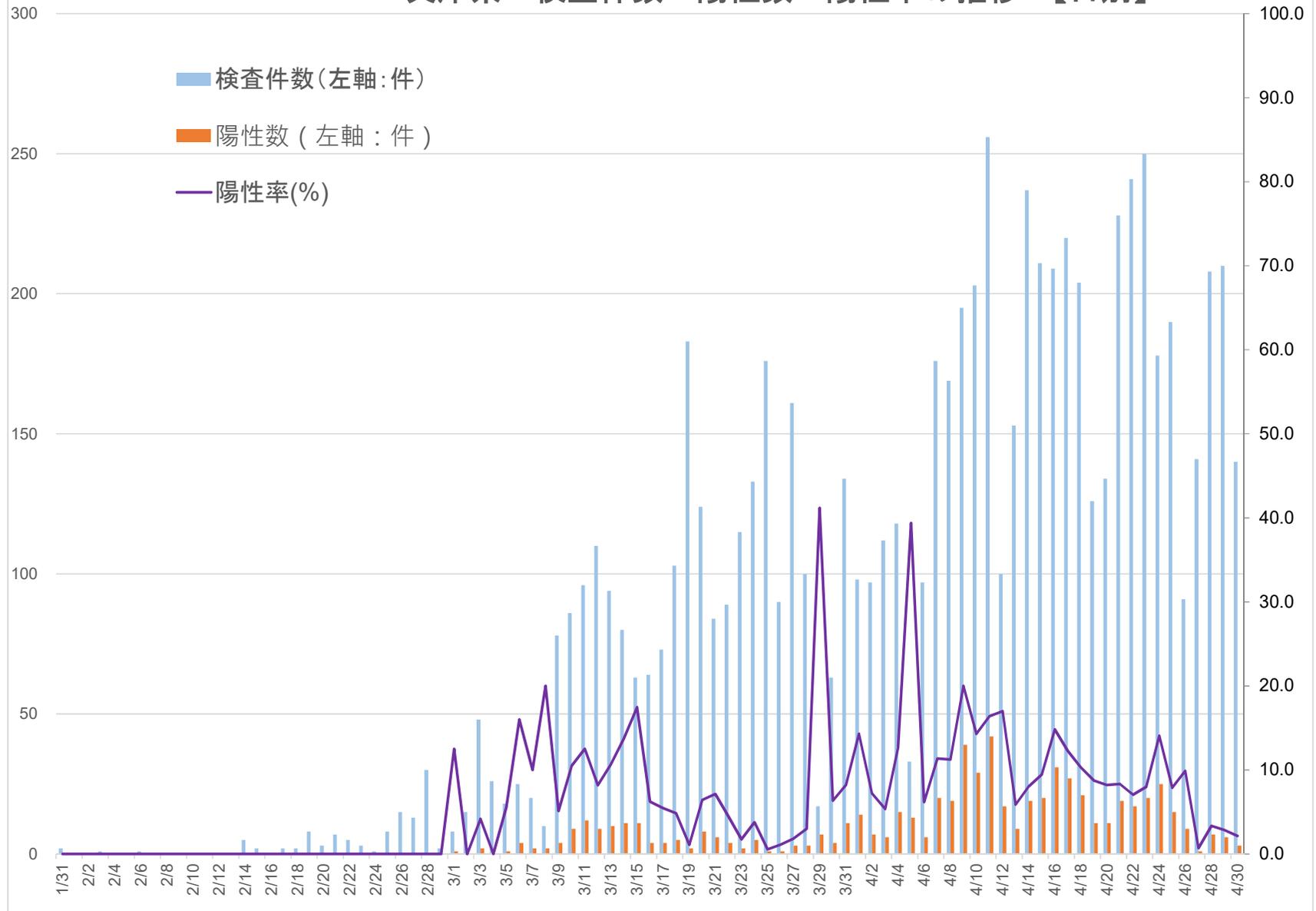
検査陽性者の状況 4/30時点

検査数 (累計) 7621	陽性者数 (累計)				
	入院(宿泊療養を含む) 298	中等症以下 277	重症 21	死亡 (累計) 27	退院 (累計) 321

PCR検査・陽性数



兵庫県 検査件数・陽性数・陽性率の推移【日別】



新型コロナウイルス陽性者数の状況（3月と4月の比較）

1 陽性者数

陽性者数は、4月の陽性者数は3月に比べ、約3.4倍となっている。

(人)

区分	陽性者数
3月	148
4月	498
合計	646

2 男女別

男女別陽性者数は、4月は3月に比べ、男性の割合が増加した。

(人)

区分	男性	女性	合計
3月	78	70	148
4月	290	208	498
合計	368	278	646

3 年齢別

年齢別人数は、3月は60歳以上の高齢者の割合が高かった。4月は、10歳代・10歳未満の若年層や、20～50歳代の壮年層の感染者が増加している。

(人)

区分	非公表	10代未満	10代	20代	30代	40代～50代	60代～70代	80代～90代	合計
3月	0	0	1	14	11	48	42	32	148
4月	1	9	27	79	71	190	92	29	498
合計	1	9	28	93	82	238	134	61	646

4 陽性者の属性

陽性者の属性は、3月は会社員等と無職が多かった。4月は、会社員等が半数を占めるが、学生等の割合が増加している。

(人)

区分	学生等	会社員等	自営業	無職	不明	合計
3月	5	69	4	69	1	148
4月	29	279	32	82	76	498
合計	34	348	36	151	77	646

5 濃厚接触者

濃厚接触者は、3月は職場等が半数を占めるが、海外出張等による感染や県外患者との接触（大阪のライブ関係等）などによる感染があった。

4月は、職場等、家族が多数を占めるが、感染経路が明確ではない不明の割合が増加している。

(人)

区分	家族等	職場・施設等	県外陽性者接触	県外出張等	海外出張等	その他	調査中	不明	合計
3月	28	76	13	2	15	5	0	9	148
4月	106	156	7	10	7	6	120	86	498
合計	134	232	20	12	22	11	120	95	646

6 PCR検査

PCR検査数は、4月の検査数は3月に比べ、約2倍となっている。

(件)

区分	検査数	陽性数	陽性率
3月	2,486	148	5.9%
4月	5,025	498	9.9%
合計	7,511	646	8.6%

新型コロナウイルス感染症入院医療機関等の状況

1 入院医療機関（感染症医療機関：9、一般医療機関：30、合計：39）

（単位：床、人）

受入可能病床（①）			入院患者数（②）			差引（①－②）		
計	重症	中軽症	計	重症	中軽症	計	重症	中軽症
509	71	438	220	21	199	289	50	239

2 療養施設（4施設）

（単位：人）

受入可能数（①）	在施設数（②）	差引（①－②）
578	78	500

3 帰国者・接触者外来

46機関

マスク・防護服等の確保に係る状況について

1 医療用マスク

4/30時点 薬務課調

(1) 感染症指定医療機関(9か所)

6月下旬まで在庫確保

(2) 協力医療機関(50か所)

6月下旬まで在庫確保

(3) その他病院・有床診療所等(454か所)

6月中旬まで在庫確保

(4) 今後の受入予定

区分	在庫	使用量/(月)	差引
サージカルマスク	5,453 千枚	2,838 千枚	2,615 千枚
N95マスク	266 千枚	99 千枚	167 千枚
合計	5,719 千枚	2,937 千枚	2,782 千枚

区分	種類	枚数	納入予定日
国提供	N95マスク(経団連)	21,000 枚	5/1
民間提供	サージカルマスク	200,000 枚	5月中旬
	サージカルマスク(中国 IT企業)	50,000 枚	5月中旬
県購入	サージカルマスク	1,300,000 枚	10万枚(5/7) 100万枚(5月上旬) 20万枚(5月下旬)
	N95マスク(相当マスクを含む)	200,000 枚	5万枚(5月上旬) 10万枚(5/11頃) 5万枚(5月中旬)
	防塵マスク	10,000 枚	5月上旬
合計		1,781,000 枚	

(5) 医療機関等への配布マスク

区分		サージカルマスク	N95マスク	合計
受入済数	国提供	3,950,000 枚	109,000 枚	4,059,000 枚
	中国提供	700,000 枚	50,000 枚	750,000 枚
	民間提供	12,000 枚	10,000 枚	22,000 枚
	県購入	0 枚	5,000 枚	5,000 枚
	合計	4,662,000 枚	174,000 枚	4,836,000 枚
配布済数		4,463,800 枚	166,900 枚	4,630,700 枚
保管中		198,200 枚	7,100 枚	205,300 枚

2 防護服等

4/30時点 薬務課調

(1) 感染症指定医療機関(9か所)

防護服・ガウンは5月中旬まで在庫確保
フェイスシールドは6月下旬まで在庫確保

(2) 協力医療機関(50か所)

防護服・ガウンは5月中旬まで在庫確保
フェイスシールドは6月下旬まで在庫確保

(3) その他病院・有床診療所等(454か所)

6月上旬まで在庫確保

(4) 今後の受入予定

区分	在庫	使用量/(月)	差引
防護服・ガウン	554 千枚	569 千枚	▲ 15 千枚 ※
フェイスシールド	303 千枚	136 千枚	167 千枚
合計	857 千枚	705 千枚	152 千枚

※今後の受入予定を加味すると、概ね6月中旬まで確保

提供・購入元	種類	枚数	納入予定日
県購入	防護服・ガウン	310,000 枚	防護服:5万枚(5月中旬) ガウン:10万枚(5月上旬) 5万枚(5月中旬) 11万枚(5月下旬)
	フェイスシールド	100,000 枚	10万枚(5月中旬)
合計		410,000 枚	

(5) 医療機関等への配布防護具

区分		防護服・ガウン	フェイスシールド	合計
受入済数	国提供	44,025 枚	104,000 枚	148,025 枚
	県購入	70,370 枚	79,800 枚	150,170 枚
	合計	114,395 枚	183,800 枚	298,195 枚
配布済数		89,697 枚	142,400 枚	232,097 枚
保管中		24,698 枚	41,400 枚	66,098 枚

作成年月日	令和2年5月1日
作成部局課室名	企画県民部災害対策局災害対策課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止（休業）の指示を行った施設について（公表）

兵庫県では新型コロナウイルス感染症の防止対策のため、兵庫県緊急事態措置により、令和2年4月15日から感染の拡大につながるおそれのある県内の施設に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請、また、令和2年4月27日から同法第45条第2項に基づく施設の使用停止（休業）の要請を行ってきました。

令和2年5月1日現在において、施設の使用停止（休業）の要請に応じていないことが確認されたので、同日付で、同法第45条第3項に基づく施設の使用停止（休業）の指示を行うこととしました。この旨、公表します。

番号	施設名	所在地	指示の内容	指示の理由
1	フェニックス新在家	神戸市灘区新在家北町1丁目1番30号	施設の使用停止 (休業)	新型コロナウイルス まん延防止のため
2	フェニックス摩耶店	神戸市灘区味泥町6番1号		
3	フェニックス長田店	神戸市長田区菅原通6丁目2番地		

(問い合わせ先) 企画県民部 災害対策局 災害対策課 防災情報班 TEL078-362-9811

県立大学学生に対する支援について

1 授業料対策

(1) 授業料等減免制度

	国の修学支援新制度 (R2.4~)	県単授業料減免制度 (R2.4~)
対象学生	日本人の学部生	国の制度で対象とならない学生 (大学院生、留学生含む)
免除対象	前期・後期授業料 (上限約 54 万円) ※入学年次の前期分は対象	前期・後期授業料 ※入学年次の前期分は対象とする (現行：対象外)
免除種類	全額免除・2/3免除・1/3免除	全額免除・半額免除
判定方法	本人及び生計維持者 (原則父母) の 支給額算定基準額の合計	大学が定める収入基準額と申請者 の認定総所得金額を比較し判定
入学金	全額免除・2/3免除・1/3免除 (上限約 28 万円)	対象とする (現行：対象外)

※家計急変した学生への対応 (「2 給付型奨学金」も同様)

国制度：家計が急変した場合、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする(申請日の属する月から支給開始できるよう運用を拡充)

県制度：国制度の取扱いを踏まえて、同様の対応を実施

(2) 延納・分納

前期の納付期限は5月末であるが、納付が困難と認められる場合は延納を許可
授業料分割納付についても柔軟に対応

2 学生生活支援のための給付型奨学金

(1) 学生 (国の修学支援新制度：授業料等減免とセットで実施)

日本学生支援機構が各学生に支給

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置
給付額 (年額) 自宅生：約 35 万円 自宅外生：約 80 万円

(2) 留学生 (公的なもの)

名 称	月 額	給付期間
国費外国人留学生奨学金 (文科省支給)	修士 147,000 円 博士 148,000 円	最短修業期間給付
学習奨励費 (日本学生支援機構支給)	学部・大学院 48,000 円	1 年間
兵庫県私費外国人留学生奨学 金 (県国際交流協会支給)	30,000 円	1 年間 アジア新興国 2 年間

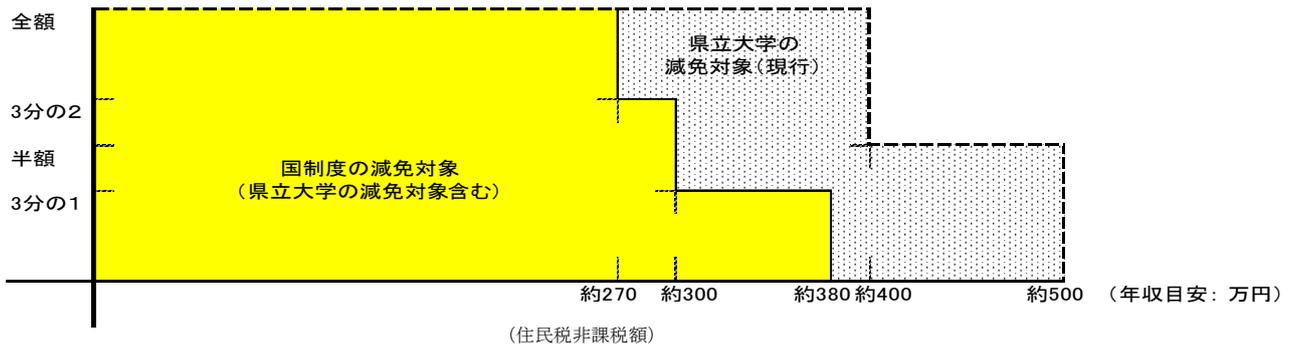
3 その他

アルバイトを失った学生について、遠隔授業のTA (ティーチングアシスタント) 等への活用について検討

【参考】国制度と県立大学現行制度の比較（両親、本人、中学生の4人世帯の場合の目安）

（免除割合）

※基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる



※ 両制度は所得基準の算定方法が異なるため、実際には、県制度では全額（半額）減免だが、国制度では減免対象にならない者や、その逆の者もいる。

**新型コロナウイルス感染症感染者等への対応業務に係る
特殊勤務手当（感染症防疫作業手当）の特例措置について**

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症感染者等への対応業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当（感染症防疫作業手当）の特例を措置する。

（改正する条例等）

①知事部局等職員：職員の特殊勤務手当に関する条例

②警察職員：警察職員の特殊勤務手当に関する条例

③企業職員：病院事業職員の給与に関する規程等

※①②については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決により5月上旬に改正する予定（6月議会へ報告）。

③については、①②と同日付で規程を改正予定。

2 概要

区 分	内 容
通 常	<p>1 支給対象業務 感染者若しくは疑いのある者(以下「感染者等」)の救護又は病原体の付着、若しくは付着の危険のある物件の処理</p> <p>2 支給額 1日当たり 300 円</p>
特 例	<p>1 支給対象業務</p> <p>(1) 作業場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染者等を収容する病院の内部 ○ 感染者等を収容する宿泊施設の内部 ○ 感染者等を収容する病院及び宿泊施設への移動時の動線上・車内 ○ 上記に準ずる区域 <p>(2) 作業内容 当該感染症から国民の生命・健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業</p> <p>〈作業内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象者に接触して行う作業、②対象者が使用した物件の処理 ③施設内における長時間のリエゾン 等 <p>2 支給額 1日当たり 3,000 円</p> <p>※以下の作業は 1日当たり 4,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染者等の身体に直接接触する作業 ○ 感染者等に長時間にわたり接して行う作業

※予算対応は当面、既定経費で対応

（参考）

新型コロナウイルス感染症感染者への入院治療を行う医療機関に対しては、運営に要する経費として入院患者1人あたり12,000円/日を4月補正で措置。

兵庫県内の

医療従事者を 支える基金です。



支援金はこんな形で役立っています。

医療従事者の

医療資材
飲食

医療従事者の

宿泊
施設

医療従事者の

心と
身体のケア

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、
本県の感染者数の増加もなかなか止まりません。

このような中、医師や看護師などの医療従事者等の皆さんは、
県民の命と生活を守るため、人手や物資が不足する中、
日夜、疲労を抱えつつ感染の不安と闘いながら、
命がけで医療の現場で奮闘しておられます。

我々が感染拡大の早期収束のためにできることは外出自粛の徹底です。
加えて、過酷な状況で働いていただいている
医療従事者等の皆さんへの感謝も忘れてはなりません。
3月に初めて県内で患者が発生してから既に2ヶ月。
どうすれば医療従事者等の皆さんをバックアップできるか、
仮眠施設の確保等で勤務環境の改善が図れないか等、
皆様のお力もいただきながら医療従事者等の方々を
支えていきたいと考えています。

そこで、幅広く皆様の寄附を呼びかけ、
勤務環境の改善など医療従事者等への支援を行うため、
県・市町（神戸市を除く。）が協働して
「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金
～新型コロナウイルスと闘う人たち応援プロジェクト～」を
ここに創設します。
皆様の幅広いご支援、ご協力をお願いします。

令和2年4月27日
兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事）井戸 敏三

支援金の使途

医療資材、飲食の確保

入手困難な医療資材を調達する他、食事時間がとれない方のためのケータリング手配など。

宿泊施設等の活用

ホテル住まいで勤務を継続いただく。その際の衣服クリーニング、タクシー移動など。

心と身体のケア

認可外保育施設の利用補助。子供、親に会えない精神的負担を減らすカウンセリングなど。

振込窓口 ※名義は「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」

金融機関名	口座番号	振込手数料
三井住友銀行 兵庫県庁出張所	普通3292123	無料（本支店間）
みなと銀行 本店営業部	普通1979831	
但馬銀行 神戸支店	普通9861288	
兵庫県信用農業協同組合連合会 本店	普通0017207	
ゆうちょ銀行	00940-8-197420	窓口での通常払込みの取扱いのみ無料

寄附金は寄附金税制による税控除の対象となります。（ふるさと納税とは異なります。）
※税控除を受けるためには、受領証が必要となります。受領証の発行については、別途受領証申し込みフォームを設ける予定です。
※振込手数料については、各行によって取り扱いが異なります。詳しくは県ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

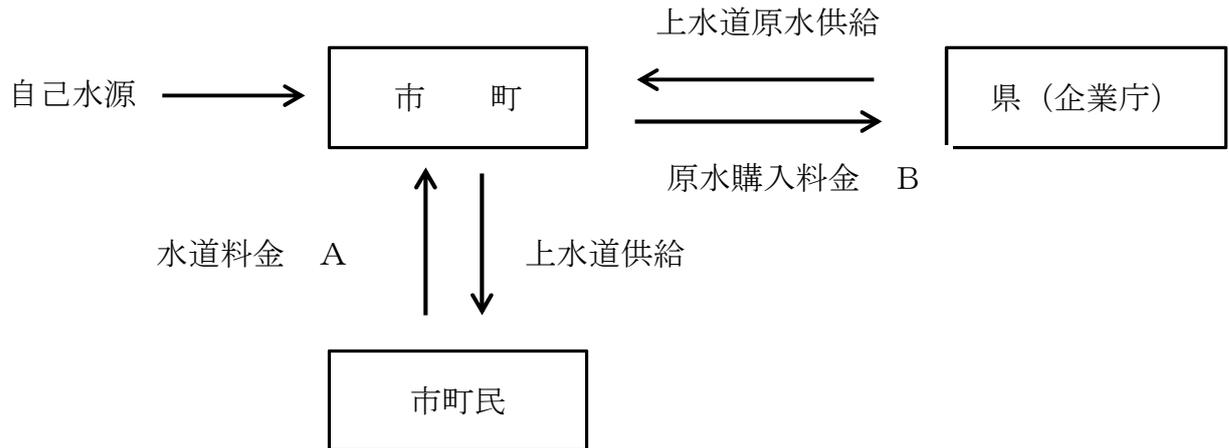
兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部総務班（兵庫県 企画県民部 防災企画局 防災企画課）電話：078-362-9870

作成年月日	令和2年5月1日
作成部局課室名	企業庁水道課

県営水道の料金の免除について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地域経済や家計への影響に対応するため、市町が水道料金の減免を行う場合、市町に水道用水の原水を供給している県営水道の、3ヶ月間の料金を上限として免除する。

1 事業スキーム



(1) 実施方法

市町が新型コロナウイルス感染症対策として、水道料金Aを減免する場合、県営水道の料金Bを免除（Aの減免額合計 \geq Bが必要）

(2) 免除期間

3ヶ月間（令和2年5月～9月までに開始した場合、3ヶ月間）

(3) 県企業庁が水道用水原水の供給を行っている団体（22市町1団体→25市町）

地域	市町名
神戸地域	神戸市
阪神南地域	尼崎市、西宮市
阪神北地域	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨地域	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨地域	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市
中播磨地域	姫路市、福崎町
西播磨地域	太子町
丹波地域	丹波篠山市
淡路地域	淡路広域水道企業団（洲本市、南あわじ市、淡路市）

（参考） 県営水道料金（市町からの納入） 1ヶ月当たり、約1.2億円
 ⇒3ヶ月で約3.6億円

経済団体からの医療物資等の提供について

令和2年5月1日

関西広域連合

1 経緯

関西経済同友会（以下「同友会」）、及び（公社）関西経済連合会（以下「関経連」）において、会員企業に対して、新型コロナウイルス感染症対応で逼迫する医療現場を支援するため、関西広域連合への物資提供を呼びかけ行っている。

これに基づき、医療物資等の提供が開始されている。

- ・同友会 4月20日から
- ・関経連 4月30日から

2 手続き等

- ①企業等から物資提供の申出について、本部事務局（連携推進課）で受付（関経連については、関経連地域連携部を經由）
- ②物資の種類により、本部事務局から広域防災局、広域医療局に意見照会
- ③本部事務局が、下記3の配分基準等に基づき、物資受入先（各府県の物資集約担当）を調整、送付手配

3 配分基準等

(1) 寄附の場合

医療用マスクについては、3000枚までは特定警戒府県に分配
これを超える分については、広域防災局、広域医療局の意見及び府県からの要請等を考慮しつつ、原則として、陽性患者の多い府県に提供

(2) 有償の場合

- ①12府県政令市に対して同時情報提供し、本部事務局で情報を集約のうえ先方と数量等を調整
- ②契約支払い関係は府県政令市毎に実施。

以上

新型コロナウイルス感染症対策に関する追加緊急提案（兵庫県）

I 新型インフルエンザ等対策特別措置法

1 緊急事態宣言の継続・解除の基準明示等

- (1) 緊急事態宣言は国民生活に大きな影響を与えることから、感染拡大状況や医療体制など専門的知見に基づき、できる限り早期に、終了又は延長の判断を行うこと。
- (2) 緊急事態に応じた効果的な対策実施のため、各自治体が予見性を持って対策を進められるよう、緊急事態宣言継続・解除の時期や区域などの基準をあらかじめ示すこと。
- (3) 感染状況に応じた対策(学校での活動、屋外活動、少人数会合等)を示すこと。

2 休業要請の手続き明確化、実効性の向上等

- (1) 特定都道府県知事として第45条第2項に基づき要請する場合、国の基本的対処方針において、まず、第24条第9項に基づく協力の要請を業種や類型ごとに行うこととされている。

しかし、特措法上、第24条第9項の協力要請は、第45条2項の要請の前提とは定められていない。また、都道府県対策本部長としての要請と特定都道府県知事としての要請は、本来は異なるものである。

このため、特定都道府県知事として、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。

- (2) 第45条第2項の要請を機動的に行えるよう、国との事前協議を廃止すること。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条の規定による要請や公表を行っても、なお営業を継続する事業者が存在しているため、罰則適用の対象とするなど、法制度も含め、早急に実効性を担保する措置を講じること。
- (4) 法に基づく協力や要請に応じた者に対する補償・支援について、法に位置づけ、国の財源措置のもと行うこと

3 大型連休中の行動変容に関する広報

国民の行動変容を強く促すよう、テレビや新聞、ホームページ、インターネットの検索連動型広告やディスプレイ広告等を使って、これまで以上に積極的かつ大々的な政府広報を実施すること。

あわせて、交通事業者等にも呼びかけを行うこと。

4 学校の臨時休業に伴う対応等

- (1) 国の責任において、学校の臨時休業や再開の基準・ガイドラインを示すこと。
- (2) ICTを活用したオンライン学習やNHKなどテレビを活用した学習機会を確保すること。
- (3) 家庭学習に必要な教材作成・環境整備・郵送費等への支援や、教員・学習指導員等の支援を拡充すること。
- (4) 土曜日や長期休業期間の活用など教育課程の弾力的な編成、受験及び就職に関する配慮事項等について早急に検討すること。
- (5) 9月入学制については、新型コロナウイルス感染症対策の一環として検討するものではなく、就職の時期や行政・企業の会計年度なども含めて社会に幅広い影響を及ぼすものであり、様々な見地から各界各層を交え検討を要する国家的重要課題であるため、慎重を期すこと

Ⅱ 事業者・生活に困窮している者への支援

1 地方創生臨時交付金・緊急包括支援交付金の増額等

- (1) 緊急事態宣言の期間やこれに伴う事業者への休業要請が延長された場合、今般の補正予算に計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)」の金額では不足することが強く懸念されるため、補正予算に計上されている予備費の活用に加え、追加の経済対策を躊躇なく講じることにより、交付金の総額を大幅に増額すること。
あわせて、基金の造成により年度間流用を可能とするなど、柔軟な制度設計を行うこと。
- (2) 補正予算に計上された各事業について、周知徹底を図るとともに、対象経費など事業内容の速やかな提示と、提出書類や申請手続き、審査の簡素化を図ること。
- (3) 地方公共団体が実施する緊急事態措置に協力した事業者等に対する協力金等について、現下の危機的状況に鑑み、特例的に非課税扱いとすること。
- (4) 感染終息後のV字回復や実効性ある需要喚起はもとより、外出自粛要請や休業要請などの措置によっても事態が収束に向かわない場合を想定し、より実効性のある次なる措置についても検討すること。

2 事業継続への支援

- (1) 事業継続のために最も必要な重要なことは、資金繰り対策である。中小事業者の資金繰りを支援する無利子融資制度について、さらなる融資上限の引き上げなど、支援の充実を図ること。
- (2) 持続化給付金については、売上げ要件などの支給要件緩和により対象者の大幅な拡充を図るとともに、複数回支給など支援の充実を図ること。
あわせて、原則としてオンラインとなっている申請手続きについて、オンライン申請に不慣れた中小零細企業・事業者にも配慮し、郵送等による手続きも可能とすること。
- (3) 収入が減少した事業者にとって家賃は固定費として大きな負担であり、事業継続に向けて切実な障壁となっていることから、家賃の軽減等を行う法的措置の制度化や支援制度の創設を早急に実施すること。

3 雇用の維持に対する支援

- (1) 雇用調整助成金は、従業員への休業手当の支払後でなければ申請ができず、また、相談窓口も非常に混雑しており、事業者への助成金交付に時間を要している。
このため、中小企業の資金繰り支援の観点から、休業手当の支払い前に支給申請が可能となるよう、休業実績一覧表の確認書類(手当支払いを証するもの)を後日提出とすること。あわせて、上限額の引き上げを行うこと
また、相談窓口の体制を大幅に増強するなど、迅速な支給のための改善措置を講じること。
- (2) 激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職しなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置を今回も適用すること。
- (3) 経済活動の自粛とそれに伴う雇用情勢の悪化が懸念される中、離職者や内定取消者等を会計年度任用職員として採用する地方公共団体が相次いでいる。
さらなる雇用の受け皿を確保するためにも、リーマンショック後に設けられた緊急雇用創出事業を創設すること。

4 農林水産事業者への支援

農畜産物の消費が低迷しているため、各家庭において地元産物を購入し地産地消を進めるなど、国としても支援を強く呼びかけること。

5 生活に困っている方への支援

- (1) 特別定額給付金(仮称)を早期に支給できるよう、システム改修などの費用負担も含め早急に対策を講じること。
- (2) 障がい者、高齢者、子ども、アルバイト収入がなくなっている学生等に対して、国の責任においてきめ細かな支援を行うこと。

Ⅲ 医療・検査体制等の充実

1 治療法等の早期確立

- (1) 社会的不安の解消のため、特効薬やワクチンの早期開発・実用化に向けて、新薬研究を支援し、医療機関において適切な診療が受けられる体制を構築すること。
あわせて、簡易検査キットを早期に実用化すること。
- (2) アビガン等の治療薬の実用化に向けた治験データを早期に取りまとめ、その効果を医療従事者と情報共有するとともに、観察研究の場合には現在でも投与が可能であることから、国民の理解のもと医療機関での積極的使用を促進すること。
あわせて、海外での販売・使用実績などを前提とする新薬の特例承認制度について、弾力的な運用を行うこと。

2 医療機関への支援の充実

- (1) 重症・中等症の患者を受け入れた医療機関に支払われる診療報酬の増額が行われたが、さらなる診療報酬の特例措置を講じること
- (2) 空床確保のため、実態と大きく乖離している国庫補助単価を大幅に拡充するとともに、病棟単位での確保や感染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病棟・外来診療も対象とすること。
- (3) 医療現場で支障が生じているマスクや消毒液、防護服等の医療物資の調達・供給については、引き続き国の責任において速やかに、かつ確実にを行うこと。
あわせて、調達状況等に関する情報提供を適宜行うこと。

3 院内感染の防止対策の強化

- (1) 医療機関において、一般患者が入院後に新型コロナウイルスを発症し、院内感染が生じている事例がある。一般患者についても必要な患者にはPCR検査を受検できるよう、国として、検査機器や検査試薬の確保などに取組むこと。
- (2) 院内感染の発生が医療崩壊を招くことのないよう、これまで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 クラスター班で調査した結果を速やかに取りまとめ、最新の知見に基づいた動線の分離などの感染防止策に関する指針を早急に示すこと。
あわせて、上記の取組を支援するための職員の派遣など、国による支援体制を構築すること。
- (3) 無症状者からも感染がおりうることを踏まえ、妊婦の分娩や救急患者の手術等の診療実施前に医療機関が行うPCR検査については、症状に関わらず保険適用または公費負担とすること。

4 医療従事者への支援の充実

- (1) 感染リスクにさらされる医療従事者に危険手当などの支援を行うとともに、医療事業者に対する風評被害防止のための国民的な啓発を行うこと。
- (2) 患者に対応する医療従事者の通勤負担の軽減と疲労回復のため、病院近くの宿泊施設に宿泊するための財政的支援を行うこと。

5 実効性ある感染拡大防止対策の推進

- (1) 感染が確認された患者情報は、感染症法に基づき医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、都道府県が地域の総合調整を行えるよう、入院患者に対するPCR検査件数を含め、患者情報を集約するシステムを構築すること。
- (2) 感染者の早期発見・隔離、行動履歴・濃厚接触者追跡調査により、感染封じ込めを徹底して行えるよう、保健所への情報提供の義務づけや財政措置の充実など、効果的な対策を講じること。
- (3) 感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動履歴の調査、自宅待機等に対して協力が得られないケースも多発しているため、実効性を担保するための法的措置を設けるなど、改善を図ること。
- (4) 軽症者については、自宅療養では症状の急変への対応が遅れることがあることを踏まえ、宿泊施設での療養が基本であることを改めて国民に広く周知すること。
- (5) 国の責任における抗体検査を早急に実施すること。

6 社会福祉施設への支援の充実

高齢者や障害者の入所施設等で感染が生じた場合、重症化・クラスター化のおそれが高く、感染防止対策の徹底が求められる。また、感染が疑われる者が発生した場合の感染拡大リスク低減のための体制整備や職員の確保など、万一の備えも欠かせない。

このため、感染防止対策や代替サービスの提供などに取り組む施設等に対して、報酬加算等の財政支援を充実すること。

7 風評被害の防止と個人情報保護の徹底

感染者やその家族の個人情報の追求や、SNS等による拡散のおそれは深刻であり、感染を拡げないようにするための疫学調査の実施にも支障を来している状況である。

こうした現状を踏まえ、国において、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を、法的措置を含め講じること。